

# 広島県不動産流通センター運営規約

## (名 称)

**第1条** 広島県不動産流通センターは、(公社)広島県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）広島県不動産流通センター（以下「流通センター」という。）という。

## (事務所)

**第2条** 流通センターを広島県不動産会館内に置く。

## (目 的)

**第3条** この規約は、(公社)西日本不動産流通機構が運営するシステム「レイنز」を通じて、宅地建物取引業法に基づく専属専任媒介契約、専任媒介契約に関わる宅地又は建物の情報の登録を行い、媒介契約制度の普及と依頼者の利益の一層の保護・増進、また透明性の高い不動産流通市場の形成に努めることを目的とする。

**2** (公社)全国宅地建物取引業協会連合会が運営するシステム「ハトサポ BB」、「ハトマークサイト」及び(公財)不動産流通推進センターが運営するシステム「不動産ジャパン」を通じて、協会会員ならびに一般消費者に対し、不動産情報の提供を行うことを目的とする。

## (会 員)

**第4条** 流通センターの会員は、協会の全会員とする。

## (業務委託)

**第5条** 流通センターは、「レイنز」「ハトサポ BB」への物件転送処理業務を外部委託することができる。

## (レイنزへの物件登録)

**第6条** 会員は、専属専任媒介契約については、締結の翌日から5日以内に、また専任媒介契約及び代理契約については、締結日の翌日から7日以内に当該物件を「レイنز」に登録しなければならない。

**2** 会員は、レイنزより発行される登録済証を、依頼者に対し遅滞なく交付しなければならない。

**3** 会員は、レイنزへ登録した物件について、変更、抹消及び成約等が発生した場合は、速やかにレイنزに報告しなければならない。

## (会員の義務)

**第7条** 会員は、本規約、宅地建物取引業法、不当景品類及び不当表示防止法、不動産の表示に関する公正競争規約、その他、関係諸法令を遵守しなければならない。

**(違背行為)**

**第8条** 会員が本規約に違背し、情状が特に重いときは協会が定める委員会等で審議のうえ、登録の拒否または物件情報を一時停止することができるほか、情状により定款に定める懲戒処分の対象とすることができる。

**(その他)**

**第9条** 流通センターは協会が指定する委員会が管掌する。

**2** この規約の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

**附 則**

**1** この規約は理事会の承認を得た後、令和7年4月1日より施行する。

**2** 従前の業務方法書（令和2年12月1日から施行）は廃止する。